

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月21日
【報告者の名称】	三井情報株式会社
【報告者の所在地】	東京都港区愛宕二丁目 5番 1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目 5番 1号
【電話番号】	(03)6376-1000
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 清水 徹
【縦覧に供する場所】	三井情報株式会社 (東京都港区愛宕二丁目 5番 1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、三井情報株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、三井物産株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 三井物産株式会社
所在地 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、平成26年8月6日開催の取締役会において、当社の支配株主（親会社）である公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）へ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議致しました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）69,078,900株（当社が平成26年8月13日に提出した第24期第1四半期報告書に記載された平成26年6月30日現在の当社の発行済株式総数118,343,100株に対する割合：58.37%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有し、当社を連結子会社としていますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、平成26年8月6日の取締役会において、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等の全部の買付けを行うとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を所有することになるよう、当社に対して下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実施を要請する予定であるとのことです。

本公開買付けの背景及び理由

公開買付者は、総合商社として、我が国の産業の発展・成長に資するべく、鉄鋼製品、金属資源、プロジェクト、機械・輸送システム、化学品、エネルギー、食糧、食品、コンシューマーサービス、次世代・機能推進の各分野において全世界に広がる営業拠点とネットワーク、情報力等を活かし各種事業運営や投資活動を多角的に展開しているとのことです。公開買付者の次世代・機能推進本部は、公開買付者グループに対する、IT・金融・物流といった横串機能の提供を通じ、公開買付者の次世代ビジネス創造、業態進化と収益力強化への貢献をミッションとして平成25年4月に発足したとのことです。その中で、IT分野においては、高速通信、Eコマース、電子決済等の通信・サービスプラットフォームをコア事業とし、マーケティング、コンタクトセンター等の周辺事業を組み合わせる「通信・インターネット領域」、スマートグリッド、スマートコミュニティ、医療・ヘルスケアIT、農業IT等各産業分野でのITを活用した次世代型事業創出に取り組む「新社会システム領域」、そして両領域を支える「ITソリューション領域」の三つをコア領域と整理し、当社をITソリューション領域の中核会社と位置付けているとのことです。

一方、当社は、インフラからアプリケーションにわたるお客様のシステム全体について、コンサルティングから設計・構築、運用・保守に至るシームレスなICT（注）サービスを提供しております。主な事業としては、顧客ニーズに総合的に応えるために、各種アプリケーションからネットワーク構築までトータルサービスを提供する「インダストリーサービス」、コンタクトセンターをはじめとするコミュニケーション事業及びデータセンターやクラウドサービスを利用したサービス事業の企画、開発、販売等に関する業務を提供する「ソリューションサービス」、並びに顧客システムの運用・保守に関する業務を提供する「テクニカルサポートサービス」の3事業を手掛けております。

（注）：ICT（Information and Communication Technology）とは「情報通信技術」の略であり、情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称です。

当社は、平成19年4月1日に、公開買付者の子会社であった三井情報開発株式会社とネクストコム株式会社が合併することにより誕生致しました。なお、公開買付者は平成19年4月1日以降、本書提出日に至るまでの間に、当社株式の追加取得は行っておりません。

三井情報開発株式会社は、昭和42年に公開買付者の情報システム部門が株式会社コンピュータシステムズサービスとして独立して誕生し、昭和45年に三井情報開発株式会社に商号変更し、平成13年に東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。

ネクストコム株式会社は、平成3年にネットワーク機器の販売を目的として米国3Com社との合併でスリーコム株式会社として設立された後、平成6年にネクストコム株式会社に商号変更し、平成16年には東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。また、同年、公開買付者の子会社であったアダムネット株式会社及び株式会社ピーエスアイと合併しております。

当社は、平成19年4月の合併以後、インフラからアプリケーションにわたるシームレスな総合ICTサービスの提供による成長を目指してまいりました。しかしながら、近年、ICTハードウェア製品及びアプリケーションにおいて価格競争が激化するとともに、これらICTシステムのコモディティ化（一般化）による価格下落が生じております。また、ICTハードウェア製品の保守業務についても、製品価格下落の影響を受け、縮小傾向となっております。

加えて、システム開発分野におけるお客様のニーズは、個別にシステムを構築し保有する形から、ネットワークを介して提供されるアプリケーションを利用する形であるクラウドサービスへと移行しつつあり、従来の受託開発型のシステム開発及びこれに伴う運用・保守業務は縮小傾向にあります。

このような厳しい市場環境の中、当社は経営努力を重ねてまいりましたが、事業構造の変革が進まず市場環境の変化への対応に遅れが生じたことにより、当社の連結売上高は、合併初年度である平成20年3月期の590億97百万円から漸次減少傾向を示し、平成26年3月期は459億91百万円でありました。当期純利益も同様に、合併以降、減益傾向が継続しております。当社では、市場環境の変化に合わせ事業構造を早急に変革していくことが、当社事業の継続性の観点からも喫緊の課題と認識しております。

一方、公開買付者によれば、このような環境下で、当社がITサービス市場、及びそれらの関連市場において収益を確保し、成長を実現するためには、安定した財務基盤の下で、高度で大規模なシステムの構築力を強化し、関連最新技術を取り込む等のIT機能の先鋭化や、様々な関連産業の業務ノウハウの蓄積や活用を、公開買付者グループを挙げて行う必要があると考えているとのこと。モバイルインターネット、クラウド・コンピューティング、ビッグデータ、スマートデバイス、ユニファイド・コミュニケーション、電子決済等、ITにより産業が変革する分野での新規事業の構築・拡大を狙う公開買付者にとり、これらの分野で豊富な実績を持ち、かつ関連技術の蓄積を進めている当社は、事業を共に遂行するパートナーとして益々重要な位置を占めるようになっていくとのこと。さらに、グローバルにあらゆる産業を相手とする公開買付者にとって、公開買付者の事業に即したIT機能を保有し、それを最大限活用することは必須と考えておりますが、その機能の担い手としては、基幹システム構築をはじめこれまで公開買付者の情報戦略を支えてきた当社が最適であり、今後もその重要性は増していくものと考えているとのこと。また、公開買付者としては、当社については、市場環境の変化に即し、従来のシステム受託開発型事業からサービス開発・提供型事業への方向転換が必要な時期に差し掛かっていると考えているとのこと。

かかる状況の中、当社と公開買付者は、平成26年4月下旬の公開買付者からの提案を機に、当社は、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任の上、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び公開買付者は、公開買付者グループのIT分野における中核会社である当社と公開買付者との一体経営を実現することによって事業検討に関する情報共有及び意思決定が迅速化し、当社の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるとの結論に至り、以下の理由から本公開買付けによって当社が公開買付者の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

完全子会社化実施後、公開買付者は当社へ更なる経営資源の投入を行い、双方の持つ事業優位性を活用しながら一体経営を行うことを考えているとのこと。これにより、以下のような効果が期待され、当社を含む公開買付者グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能になるものと考えているとのこと。

- (a) 営業面や人事、投資も含めた公開買付者との一体経営を通じて、クラウド・コンピューティングやビッグデータ、ユニファイド・コミュニケーション等の領域でのビジネスモデルの変革を促進し、当社の事業会社としての成長を加速させること
- (b) 当社の事業会社としての成長により磨かれたIT機能をを通じて、公開買付者グループ企業の競争力強化・次世代型ビジネスの創出に寄与すること
- (c) グローバルネットワークや各産業へのリーチを有する公開買付者の事業基盤を最大限活用し、当社を成長させ、両社が双方向で活用し合うことで、「公開買付者のIT総合力」、「当社の事業力」を互いに引き上げていくこと

当社としても、公開買付者との一体経営を通じて公開買付者の多様なビジネスへの関与を一層拡大し、企業競争力の強化や新規事業の創出等を加速して当社の成長を実現したいと考えています。

なお、当社の完全子会社化以降の当社の事業に係る公開買付者の戦略や将来の事業戦略については、当社と公開買付者が今後協議の上、決定していくこととなりますが、公開買付者は、当社の完全子会社化後も、当社の事業の特性や当社の強みを十分に活かした経営を行い、当事業の強化を図っていくとのことです。また、当社の完全子会社化以降の当社の役員構成その他の経営体制については、今後、公開買付者と当社との間の事業シナジーの実現に向けて、最適な体制を検討していく予定とのことです。

本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った当社の意思決定の過程及び根拠

当社は、公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、並びにファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために当社の諮問機関として平成26年5月28日に設置された第三者委員会から提出された答申（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

当社としては、当社が公開買付者の完全子会社となり公開買付者との一体経営を行うことによって意思決定が迅速化し、当社の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるという結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することとしました。

また、本公開買付価格が、()下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、()本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年8月5日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値185円に対して37.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、平成26年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値180円に対して41.7%、平成26年8月5日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値166円に対して53.6%、平成26年8月5日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値160円に対して59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、()過去5年間における当社株式に係る東京証券取引所市場第二部での取引価格を大きく上回る価格であること、()下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、()上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断致しました（判断過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。）。そこで平成26年8月6日開催の取締役会において、当社の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、当社の取締役である中島透氏は、公開買付者との間で本取引に関する協議・交渉が開始された時点においては、公開買付者の完全子会社である韓国三井物産株式会社の代表理事社長であったため、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、また、当社の社外取締役である馬場由顕氏は、公開買付者の従業員を

兼務しており、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本書提出日現在において公開買付者の連結子会社であるため、当社及び公開買付者は、当社の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施致しました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としての公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しないとのことであります。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成26年8月6日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

- () 市場株価平均法：160円～185円
- () 類似会社比較法：193円～213円
- () DCF法：203円～279円

市場株価平均法では、平成26年8月5日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日終値185円、直近1週間の終値単純平均値180円、直近1ヶ月間の終値単純平均値180円、直近3ヶ月間の終値単純平均値166円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値160円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を160円から185円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を193円から213円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社から提供された事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成27年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を203円から279円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法の前提とした当社の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、平成26年3月期に行った組織体制の見直しによる営業体制の強化及び新ソリューション開発の強化の効果として、増収増益を見込んでいるためであります。

公開買付者は、野村證券から平成26年8月6日に取得した公開買付者株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成26年8月6日の取締役会において、本公開買付価格を255円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格255円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成26年8月5日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値185円に対して37.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、平成26年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値180円に対して41.7%、平成26年8月5日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値166円に対して53.6%、平成26年8月5日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値160円に対して59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である平成26年8月20日の当社株式の東京証券取引所市場第二部における終値255円と同じ価格となります。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付価格に対する意見表明を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に当社株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、みずほ証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

みずほ証券は、当社が提供した財務情報及び財務予測等に基づき一定の前提及び条件の下で、市場株価基準法、DCF法及び類似企業比較法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はみずほ証券から平成26年8月5日付で本株式価値算定書を取得致しました。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法：160円～185円
DCF法：239円～260円
類似企業比較法：229円～247円

市場株価基準法では、平成26年8月5日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日終値185円、直近1ヶ月間の終値単純平均値180円、直近3ヶ月間の終値単純平均値166円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値160円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を160円から185円までと分析しております。

DCF法では、平成26年3月末日を基準日として、平成27年3月期から平成30年3月期までの4期分の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を239円から260円までと分析しております。なお、割引率は、7.5%から8.5%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は-0.5%から0.5%として算定しております。

みずほ証券がDCF法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味していません。

(単位：百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	48,000	50,000	52,500	55,000
営業利益	900	1,100	1,450	1,600
E B I T D A	2,117	2,264	2,651	2,887
フリー・キャッシュ・フロー	280	450	605	893

上記の連結財務予測には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、平成26年3月期に行った組織体制の見直しによる営業体制の強化及び新ソリューション開発の強化の効果として、増収増益を見込んでいるためです。

類似企業比較法では、国内上場会社のうち、当社との類似性を考慮して、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、SCSK株式会社、ネットワンシステムズ株式会社、株式会社電通国際情報サービス及び兼松エレクトロニクス株式会社を類似企業として抽出し、E B I T D A マルチプルを用いて当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を229円から247円までと算定しております。

なお、みずほ証券は、当社への算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。当社の財務予測については、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成26年5月28日、当社及び公開買付者の取締役会からの独立性が高い、当社の社外監査役であり、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ている清塚勝久氏（弁護士）並びに外部有識者である片山典之氏（弁護士）及び遠藤敏史氏（税理士）から構成される独立した第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引における手続の公正性、(c)本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性・公正性、(d)本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることの是非、並びに(e)本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託致しました。

第三者委員会は、平成26年6月4日より同年8月5日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、公開買付者から提案を受けた本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容その他本取引の概要について、公開買付者及び公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から、公開買付者グループの現状及び事業環境、本取引の目的その他本取引の背景等について、それぞれ説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。また、第三者委員会は、当社が当社株式の株式価値の算定を依頼した第三者算定機関であるみずほ証券から、公開買付者の提案に係る本公開買付けにおける当社株式1株に対する買付け等の価格に対する第三者算定機関としての考え方及び当社と公開買付者との間の当該価格に係る交渉状況に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付価格の妥当性について検討しました。さらに、第三者委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、意思決定に至る手続の公正性を検討しました。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)ITサービス市場における市場環境が変化中、当社の事業構造の変革を行う必要がある状況の下において、公開買付者がそのIT分野における中核会社である当社と一体経営することにより、事業検討に関する情報共有及び意思決定を迅速化し、()営業面や人事、投資も含めた公開買付者との一体経営を通じて、クラウド・コンピューティングやビッグデータ、ユニファイド・コミュニケーション等の領域でのビジネスモデルの変革を促進し、当社の事業会社としての成長を加速させること、()当社の事業会社としての成長により磨かれたIT機能を通じて、公開買付者グループ企業の競争力強化・次世代型ビジネスの創出に寄与すること、()グローバルネットワークや各産業へのリーチを有する公開買付者の事業基盤を最大限活用し、当社を成長させ、両社が双方向で活用し合うことで、「公開買付者のIT総合力」、「当社の事業力」を互いに引き上げていくことを目指すことは、ITサービス市場における市場環境の変化に柔軟に対応しつつ、これに合わせて事業構造を変革して業績を向上させることによって、当社を含む公開買付者グループの競争優位性を確保し、そのさらなる収益基盤強化と企業価値向上を実現するものとして合理的なものであると考えられることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当であって、(b)本取引に係る意思決定過程に当社との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は公正なものであり、(c)本公開買付けの買付条件の決定を含む本取引の手続は公正に行われたと判断できること、本公開買付価格が、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、本公開買付価格は、本答申書日付である平成26年8月5日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値185円に対して37.8%、平成26年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値180円に対して41.7%、平成26年8月5日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値166円に対して53.6%、平成26年8月5日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値160円に対して59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、当社と公開買付者との間で真摯な価格交渉を行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本公開買付けの条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当かつ公正であり、したがって、(d)本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当であり、また、(e)以上に加え、二段階買収が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることから、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断致しました。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成26年8月5日に、当社取締役会に対し、(a)本取引の目的は正当であること、(b)本取引における手続は公正であること、(c)本公開買付けの条件（本公開買付け価格を含みます。）は妥当かつ公正であること、(d)本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当であること、並びに(e)本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする本答申書を提出致しました。

独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者から独立した法律事務所である西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社の取締役会は、本株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、()本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、()本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断致しました。そこで平成26年8月6日開催の当社の取締役会において、当社の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、当社の取締役である中島透氏は、公開買付者との間で本取引に関する協議・交渉が開始された時点においては、公開買付者の完全子会社である韓国三井物産株式会社の代表理事社長であったため、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、また、当社の社外取締役である馬場由顕氏は、公開買付者の従業員を兼務しており、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い31営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

なお、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、本書提出日現在、公開買付者は当社の発行済株式総数の58.37%（小数点以下第三位を四捨五入。69,078,900株。）を既に所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記 ないし の措置を通じて、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者によれば、公開買付者は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに（現時点では遅くとも平成27年1月までを目処としております。）、以下の一連の手続により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部の取得と引換えに別の種類の当社の株式を交付すること（但し、当該別個の種類当社の株式について上場申請は行わない予定とのことです。）のそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。

また、本株主総会において上記の付議議案についてご承認いただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は、会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会の開催日と同日に、上記に係る定款の一部変更を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定とのことです。なお、本株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記ないし各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全てを当社が取得することとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の株式の数に1株に満たない端数が含まれる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることになるとのことです。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付される金銭の額が、本公開買付け価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定とのことです。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の内容及び数は本書提出日現在未定であります。公開買付者が当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者を除きます。）に対し交付される当社の株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定であるとのことです。

上記ないし各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された当社の普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記のほか、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。これらの方法による申立て又は請求を行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様を勧誘するものではないとのことです。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認下さい。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では当該基準に該当しない場合でも、その後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、上記株券上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

また、公開買付者によれば、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われず予定とのことです。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

(7) その他

当社は、平成26年8月6日付「平成27年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」で公表したとおり、平成26年8月6日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成27年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議致しました。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
齋藤 正記	代表取締役	社長執行役員	25,359	253
鈴木 茂男	取締役	常務執行役員	79,912	799
河内 健次	取締役	常務執行役員	45,435	454
古屋 栄一	取締役	執行役員	2,446	24
清水 徹	取締役	執行役員	-	-
中島 透	取締役	執行役員	265	2
馬場 由顕	取締役	-	-	-
富澤 二郎	監査役(常勤)	-	7,638	76
土肥 茂	監査役(常勤)	-	18,515	185
清塚 勝久	監査役	-	-	-

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役馬場由顕は、社外取締役です。

(注3) 監査役富澤二郎及び清塚勝久は、社外監査役です。

(注4) 所有株式数及び議決権の数には、役員持株会を通じた所有株式数(小数点以下切捨て)及びそれらに係る議決権の数を含めた数を記載しております。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上